

# 住宅の耐震改修を補助します

耐震改修工事費および耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事の費用を補助します。耐震性を調査するため、簡易耐震診断(無料)を事前に受ける必要があります。詳しくは問い合わせてください。

《問合せ》建築住宅課 ☎21-9018

▶対象 昭和56(1981)年5月31日以前に着工した戸建住宅、共同住宅(アパート等)

※一部対象外あり

▶申込み 建築住宅課に申請書を提出してください。申請書は市ホームページに掲載しています。



## 豊岡市住まいの耐震化促進事業補助金

### 全体補強型

耐震性のある住宅に改修するための計画策定および改修工事に対する補助

◆計画策定費補助 補助率2/3、上限20万円

◆改修工事費補助 補助率4/5、上限120万円

### 部分補強型

耐震性のある住宅に改修するための計画策定および改修工事に対する補助

◆簡易耐震改修工事費補助 補助率4/5、上限50万円

### 防災ベッド等設置型

◆防災ベッド等設置費補助 定額補助10万円

## 豊岡市住宅耐震リフォーム工事費補助金

### 居室等補強型

住宅が倒壊しても生存空間を確保するため、居間または寝室の壁を補強するための計画策定および改修工事に対する補助

◆耐震リフォーム工事費補助 補助率1/6、上限50万円

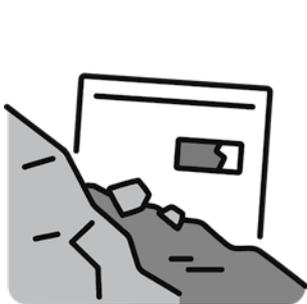
※65歳以上の高齢者世帯のうち、市民税所得割非課税世帯かつ身体障害者がいる世帯は、次のとおり助成額を加算します。

◇補助率1/3、上限60万円

### 豊岡市住まいの耐震化促進事業加算型

全体補強型または部分補強型の改修工事と同時に行うリフォーム工事に対する上乗せ補助

◆リフォーム工事費補助 補助率1/6、上限30万円



**移転の支援**  
住宅を売却し、当該住宅に代わる住宅を建設、または購入して移転を行う費用の一部を補助します。

①住宅の除却に係る費用

最大133万3千円

②住宅の移転に係る費用

(利子補給)最大421万円

### 防護壁等の整備支援

住宅等に防護壁等を整備する費用の一部を補助します。

住宅 最大75万円

ホテル・旅館

最大450万円

③建設購入費補助(②の上乗せ補助)最大200万円

崖崩れや土石流などの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に建っている住宅の移転・防護壁等整備に係る費用の一部を補助します。補助金申請を検討する方は、必ず事前に相談してください。

《問合せ》建築住宅課 ☎21-9018

## 豊岡市住宅土砂災害対策支援事業補助金

自宅を崖崩れや土石流から守る  
**住宅の土砂災害対策を  
支援します**



詳しくは市ホームページ

退職した皆さんへ

# 国民年金の届け出は済んでいますか？



国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して保険料を納めることになっていきます(2024年度定額保険料は月額1万6980円)。会社や官公庁などで退職した方は、国民年金第1号被保険者になりますので、届け出てください。

基礎年金番号通知書など基礎年金番号の分かる書類を持参の上、国保・年金課または各振興局市民福祉課で手続きを行ってください。

## 豊岡年金事務所から

▼受付時間(通常) 平日(月～金曜日)午前8時30分～午後5時15分

▼時間延長 週初の開所日の午後5時15分～7時

▼週末相談 第2土曜日の午前9時30分～午後4時

▼持参物 マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるも

と、本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

▼その他 代理者のときは、対象者の基礎年金番号の分かるもの(委任状、代理者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。

《問合せ》 日本年金機構豊岡年金事務所 ☎22-0948 国保・年金課 ☎21-9061 または各振興局市民福祉課

## 「追納」で年金受取額を増やす

ポイント

### 過去10年以内に保険料免除・学生納付特例期間のある方におすすめ

国民年金保険料の免除【全額免除・一部免除(※)・法定免除】、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る年金額を増やすために、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができる制度が「追納制度」です。追納制度の利用には、申込みが必要です。

※一部免除(納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません)

### 【注意事項】

- 過去3年度以前の追納保険料は、当時の保険料額に加算額が付きます。
- 追納が可能な期間(過去10年以内)のうち、原則最も古い分から先に納付することになります。
- すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

身体などに障害がある方などの

# 軽自動車税(種別割)を減免



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、一定の要件に該当し、期限までに減免申請をした方は軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

▼減免の対象となる軽自動車 主に障害者の移動手段として継続的に使用している次の軽自動車等が対象です。減免できる台数は障害者1人に対して1台(普通自動車含む)までです。

▼障害者またはその家族で生計を一にする方が所有する軽自動車等

▼障害者の方のみ世帯の方が所有するもので、その方を常時介護する方が運転する軽自動車等

▼申請期限 5月31日(金)

詳しくは市ホームページ

▼注意事項

▼軽自動車税(種別割)の減免を受けると、県税である自動車税(種別割)の減免は受けられません。また、豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業および外出支援サービス事業も利用できなくなります。

▼療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方自身が運転する場合は、減免はありません。

▼一定の要件や必要書類などは、問い合わせてください。

▼申請方法

▼オンライン申請(詳しくは市ホームページを確認してください)

▼郵送申請

▼税務課または各振興局市民福祉課の窓口

《問合せ》

税務課 ☎21-9045 または各振興局市民福祉課

詳しくは市ホームページ

5月31日(金)

詳しくは市ホームページ

詳しくは市ホームページ

詳しくは市ホームページ

詳しくは市ホームページ

詳しくは市ホームページ

詳しくは市ホームページ

詳しくは市ホームページ